

# 訴 状

2013年5月2日

東京地方裁判所  
立川支部 民事部 御中

就業場所

〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番40号  
銀洋ビル905号 さいわい総合法律事務所  
電話 045-312-9061 FAX 045-312-9062  
被告 吉村弘

慰謝料請求事件

訴訟物の価格 100,000 円  
貼用印紙額 1,000 円  
予納郵券 6,000 円

## 1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、精神的慰謝料として金10万円および、これに対する1996年6月7日から、支払済まで1年複利で2割の複利計算に抛る金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

## 2 請求の原因

当事者

イ原告は1996年5月22日、名誉毀損容疑で逮捕されて、支部長検事(被告)の決裁により起訴となり、実刑判決を科せられ1年10月の服役をした。

ロ被告は1996年5月当時、東京地方検察庁八王子支部長検事の職責にあり、原告刑事事件の捜査指揮、検察調書を作成して起訴処分とした。

■ 本訴訟の争点は、須崎検事面前調書の本人署名が真正であるか、否かである。

### 3 事件の経緯・情実

二年余に亘る民事上の不法行為を追及したところ、相手方(以下、園田という)は警察を介する違法行為をした、これに対処すべく弁護士と法律相談をした、しかし立証が難しく提訴は断念した。

その後に状況は更に悪化して住居問題に発展、偽装失踪する須崎は園田と共謀する謀略を仕掛けてきた、この背後には警察の策動があり、再び弁護士と相談するも、須崎が出現しない為に危急存亡の立場に追い込まれ、止む得ず緊急避難とした園田糾弾ビラを撒いた。

#### (1) 警視庁の公安が担当

逮捕されて園田と共謀する警察の職務義務違反を、検察官に訴えようとした、しかし商業五紙で”変質者の恐喝”なる実名報道リンチに加えて、警視庁公安刑事課長・高崎直彦の捜査指揮に抛る公安事件扱いされた。

高崎は事前に作成した自白調書を取り出して、署名・指印を恫喝して強要した。

当然に拒絶をしたが、この供述調書には「須崎のメモは私のでっち上げ」とあり、警察は家宅捜査で押収した”須崎メモ”と、園田夫婦が証拠提出した”須崎メモ”とは枚数が違う、園田夫婦は証拠の改ざんをして告訴した、これを警察は隠蔽すべく原告の供述調書の捏造を企てた。

担当する武政刑事は、二年前の事件の発端時から事件に関わっており、逮捕時にも戸惑っていた、事件経過を知る武政刑事は原告に同情的であり、須崎の計略失踪から困窮する原告に対して、**須崎の供述調書の住所地を秘密裏に見せて呉れた。**

武政刑事は不起訴処分と考えていた、園田と須崎との共謀しての虚偽告訴も推知しており、執行猶予付き判決から、**須崎の所在判明が適うものと所在地を教示した。**しかし実刑判決となり、**武政刑事は驚愕して「須崎は嘘吐きか」考え込んだ。**

もしこのときに武政刑事の温情が無ければ、出所後の須崎への提訴は不可能であり、園田のみを提訴しても虚偽告訴の発覚どころか、反訴されて刑事事件での損害賠償請求されるのは必至であった。

事実このときに、園田夫婦への提訴準備する原告に対して、園田は告訴代理人渡邊良隆弁護士を立て、八王子警察に原告を刑事告訴する寸前に、園田への訴状が送達された。

この渡邊良隆弁護士は、被告園田義明の二度の訴訟代理人となり、また被告園田洋子の代理人ともなった、一昨年に渡邊弁護士は所在不明の園田義明を伴って来宅した、歩行も困難な憔悴した園田は果実籠を下げ、これが積年の宿敵かと思えるばかりの無惨な姿であった、その後に二度も渡邊弁護士は来宅したが、話す内容もなく、昨年に架けた渡邊弁護士への電話に「園田夫婦とは疎遠となり、代理人でもない」

園田・須崎との共同不法行為で提訴したからこそ、虚偽告訴が証明された、虚偽告訴の決定的証拠に対して、園田の答弁書では「否認」、須崎の答弁書では「認める」この対極の違いが出た。

須崎は架空の住民登録を千葉・宮城など、二年間に七ヶ所も転々と移す偽装工作をしており、失踪から19年になる現在も消息は不明である。

(2) 相談した弁護士が敵性に

虚偽告訴で投獄を謀るには弁護士の介在が有効である、この手口は、原告が逮捕に備えて事件相談している法律事務所を陥穽に嵌めた、須崎はこの法律事務所で相談をして更に園田までが利用した。

何も知らない善意の吉田栄士弁護士は、園田・須崎の罠に嵌められと気付いたが時遅く、抜き差しならぬ状況に置かれて、保身から原告に対して、利益相反を理由に逮捕時の弁護人を拒否した。

そして吉田弁護士が、園田義明の告訴代理人に就いていると、担当刑事から聞かされ驚愕した、味方の弁護士が敵の告訴代理人となっていた。

(3) 裁判所の恣意的国選選任

裁判所から国選選任通知書が届いた、三多摩地区には多くの弁護士が存在するにも関わらず、東京四谷の津山斎弁護士であり、しかも面妖なことに吉田弁護士とは司法修習が同期である、また受任分野は企業法務で弁理士でもあり、津山弁護士の弁護方針は、被告人の利益を護る闘争としての弁護ではなく、情状証人を立て謝罪文・反省の態度など嘆願弁護であり、無罪主張を伝えたところ「冗談じゃないそんな面倒な事件は国選では出来ない」20分で結審するという「公判の手続」はマニュアル化されて、争いのある事件でも争う権利も奪われて、検察証拠に対しての同意・不同意の意思決定も許されず、法曹三者が意思一致して有罪答弁紛い偽装刑事裁判が全国各地で為されている。

裁判所は敢えて、民事専門の弁護士に刑事弁護を委任した、この意図は検察の意向に沿った虚偽告訴事件の封印にあり、裁判所は検察犯罪に事後共謀をする職務犯罪を犯した。

(4) 高橋真検事は起訴猶予を決めていた

勾留期限間際になり始めて検事調べがされた、高橋検事に虚偽告訴事件であり逆告訴の意思を伝えたところ罵倒・恫喝され、発言を封じて謝罪文・反省文の作成を強要されたが拒否した。

勾留延長となり二度目の検事調べは、朝8時半に検察庁に留置されて就業時間が終えた18時半から始まった、このときに並行して須崎の検事調べがされた。

謝罪文を書かない原告に対して、高橋検事は不審を抱いている様子であり、須崎の証言から釈放は必至と思えた、二審の私選は「須崎が事実を告白すれば無罪となる」と言いつつ、武政刑事から知った須崎の居所へは「弁護士といえども須崎から面会強要罪で訴えられる」また園田・須崎への告訴を伝えたところ「警察・検察が告訴受理しない」検察化した原和良・佐藤仁志弁護士は被告人の利益を護るどころか、上告も阻止して下獄を強いた。

園田の虚偽告訴を証明する須崎の証言が鍵である、その須崎は民事の答弁書で事実上虚偽告訴を認める「否認」をした、また須崎検事面前調書の本人署名、この署名が本訴訟の焦点であり、検察犯罪の動かぬ証拠である。

(5) 地検の控訴審への申し送り

絶対控訴事由である”園田義明の同意書”は、佐藤文哉裁判長に抛り証拠提出を阻止され握り潰された、私選は虚偽告訴を証明するこの弾劾証拠で逆転無罪になり釈放されると言いつつ「裁判所が認めないから仕方ない」

法廷検事・吉田一彦は、「被害者夫婦に拘置所から脅迫状を送っており、今以て反省の態度が観られない」控訴棄却判決書のこの記述は虚偽であり、園田洋子の被告尋問で明確に否定された。

一、二審共に証拠調べをせずに、虚偽告訴人の激越な被害者感情のみを有罪証拠とした、投獄することで虚偽告訴事件を闇に葬り、須崎も獄中の原告を提訴して自己競落をした、この代理人の山下正祐弁護士は、吉田弁護士からの業務引継ぎにより代理人となった。

(6) 虚偽告訴人らの架空住民登録・高橋真検事の沈黙

虚偽告訴事件に基因する訴訟は、園田義明2件、園田洋子1件、須崎スミエ4件、佐藤登2件(うち1件は、公示送達裁判で原告敗訴から最高裁)悉く完敗であるが園田洋子を除く三者の所在は不明であり、訴訟目的のこの住民除票交付申請は総務省・法務省の連名の通達から拒否される。

被告・高橋真検察官への提訴主意は、須崎検面調書の本人署名の真正を問うものであるが、高橋検事は一、二審共に「認否はしない」黙秘したのである。

(7) 原田國男訴訟は即日結審

裁判官は被告の職務管理責任を問うのかと訊いた、この前提は原田判決書の本人署名が真正であるか、否かにあり、この検証はネット上での判断に委ねた。

二通の須崎検面調書の本人署名が偽造であれば、判決は無効であるから、原告には特段の関心はないが、刑事訴訟法の権威である原田國男の量刑判断が、余りにも稚拙であり、また刑事判決抄本の裁判官名字が、署名・押印とは不審でありこの真相解明に提訴をした。

(8) 支部長検事の捜査指揮

「アメリカ人のみた日本の検察制度」この著者デイビッド・T・ジョンソンは、日本の検察ほど強大な権力(裁量権)を保有する国家権力は、他国に見つけることは困難であると言う。

この本には、刑事法廷において、アメリカでは直ちに「弁護人の支援無効」として「審理無効」となるような、みっともない国選弁護人の行状がいくつも紹介されている、日本では、国選弁護人は多くの弁護活動をするものの、その大半は刑事弁護とはいえない。ここまで言われている。

また検察官がパソコンで作成されている調書の差替えが、現になされていることについても記述されている。

支部長検事は「もし無罪になったら一体どうするんだ」と怒鳴りつけて調書の改ざんを部下の検事に強要した、原告事件の捜査指揮をしたのは被告である。

被告の部下であった高橋真検事は、須崎検面調書の本人署名は、高橋検事の所為かとの問いに”沈黙”した、この事実から支部長検事である被告の犯行を疑っている。

4 被告の不法行為 加害公務員は個人的に賠償責任を負う

被告の犯行主体は身分犯であり、「公権力の行使にあたる公務員の職務行為について、公務員個人の賠償責任は負わない」とする、主張自体が失当とした反論が予見される。

この個人責任否定の根拠は、「個人責任を認めると公務員が萎縮して、自由な職務ができない」公務遂行に対する萎縮効果を挙げる。

しかし乍、被告の犯罪事実は供述調書の偽造、署名・指印の捏造という、明らかに職責とは真逆の私的犯行であり、偽造検事面前調書は重大犯罪であり、一罰懲戒の制裁的懲罰金を科すべきである。

刑事調書を捏造・改竄すると莫大な損害賠償責任を負わされる、この抑止力からも公務員が、職権を濫用して私人の権利を侵害したのは不法行為が成立する。

平成6年9月6日東京地裁判決も、公務員の個人責任は「公務としての特段の保護を何ら必要としないほど明白に違法な公務で、かつ、行為時に行為者自身がその違法性を認識していたような事案について」認められるとし、公務員の個人責任が認められるのは上記場合に限定されるのであるから、「損害賠償義務の発生を恐れるがゆえに公務員が公務の執行を躊躇するといったような弊害は何ら発生するおそれがないことは言うまでもなく、かえって、将来の違法な公務執行の抑制の見地からは望ましい効果が生じることさえ期待できるところである。」と判示しているのである。

## 5 損害

虚偽検事面前調書行使からこの春で17年が過ぎる、満期出獄して始めて見た須崎の検面調書の虚偽供述と署名に、検察官面前調書の捏造を確信した。

この犯罪を民事で肯認させるべく、虚偽告訴人二人を提訴したが、証拠の評価を回避されて敗訴、この誣告者らと偽装刑事手続きをした警察官と被告、また偽装刑事裁判の判事・法廷検事らを刑事告訴するも理由なき不起訴処分。

被告の所在探索するも法務省は隠し職員簿にもない、確たる証拠で検察官適格審査会に審査申立した、更に検察審査会・法務省人権擁護部などに調書改竄事件を訴え続けているが、外圧(支援組織・マスコミ報道)なき検察犯罪告発は、湿気たマッチを擦る如き、無惨な長き歳月が過ぎる。

”金目当ての変質者”と、虚実を実名報道される社会的制裁と服役から、社会のバイブが切れて久しく、有形無形の被害は拡大生産化されて、生活破綻と人格侵害から多大な窮状を強いられている。

被告の加害行為は1996年5月に発生した、この時点から損害を慰謝すべきであり、この慰謝料は金10万円と算出するが、かくも長きに亘り贖罪を償わない被告には、懲罰的制裁を科すべく、失われた歳月を年利2割の複利計算とした慰謝料の支払いを請求する。

## 4 総括

殆どの刑事事件は起訴事実を認めた自白事件である、被告人の関心は執行猶予が付くか、刑期はどの位か、面倒な裁判手続きよりも、手打ちで終えて一日でも早く娑婆に戻りたい。

刑事判決書は交付申請と謄写代を要する、一審で確定した多くの前科者は自分の判決書を見ていない、法廷で読み上げられた有罪理由と、判決書に書かれた

有罪理由が違うなど誰もが疑いもしない。

控訴をしたから判決書を見た、法廷で聞いた有罪理由と、判決書の有罪理由とが違っていた、虚偽告訴・有罪認定の核となるのは、”妄想邪推”、これが法廷の朗読と判決書では違う、この真相は1998年に提起した民事裁判で解明されている。

この訴訟資料の一部は未だに渡されていないが、4人の弁護士と中山節子裁判官に抛り、虚偽告訴の実態は二年近くの審理と、原告被告尋問で明らかになっている。

一審法廷検事の鶴田小夜子、二審裁判長の佐藤文哉は死亡したが、刑事二審の二人の私選弁護士、偽造署名の実行犯容疑の高橋真検察官、これらの法律家と偽造署名された須崎本人の証言で解決する事件である。

検察証拠の改ざん・捏造(偽造署名)は不動不朽であり、長年に探索し続けた被告の所在であるが、最近に弁護士登録したことから知った、奇しくも高橋真訴訟は上告中であり、また被告とは同じ東大で司法修習も同期と思われる原田國男、この訴訟の即日結審が5日前にあった。

また被告とは同じ創価学会員と思われる、事件通報者を先日に提訴した、この訴訟の目的は、”創価学会員ルートで投獄” 非判決で刑務所に送る手口の解明であり、これは検察官の起訴権独占に係る、検察制度を問う裁判である、被告は沈黙することなく法律家の義務と矜持を示して戴きたい。

以上

#### 証拠方法

甲第1号証から甲第5号証まで提出する。